

沿岸広域振興局長告示第2号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成30年1月12日

沿岸広域振興局長 小 向 正 悟

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大槌小国線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
上閉伊郡大槌町安渡一丁目135番5地先から5番7地先まで	新	m 45.7～30.2	m 134.8
	旧	34.3～17.6	134.8

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

- (1) 場所 沿岸広域振興局土木部
- (2) 期間 平成30年1月12日から同年2月13日まで